報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月23日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成30年1月11日専決

亀山市長 櫻井 義 之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについ て

1 事故原因及び状況

平成29年9月7日午前10時29分頃、鈴鹿市国府町地内に おいて、医療機関敷地内道路を走行中、右方から相手方車両が進 入したため衝突し、当該車両の前部を破損させた。

2 相手方住所及び氏名



3 損害賠償の額

3 9 , 2 0 0 円